

## 基本協定(案)に対する質問・意見への回答

	ページ	大項目	中項目	項目名	質問・意見	回答
39	1	第4条	第1項	S P Cの設立等	「乙は、本協定締結後、速やかに釜石市、大船渡市、陸前高田市、大槌町、住田町のいずれかを本店所在地として本件事業の遂行のみを目的とする特別目的会社(以下「S P C」という)を設立し、平成 年 月 日までに、S P Cに係る商業登記の減税事項全部証明書を甲に提出しなければならない。」とありますが、S P Cの設立時期については、特定事業契約締結日までにすみやかにとじていただけないでしょうか。	組合は、特定事業仮契約の締結までに本条に規定する書類の確認が必要となります。したがって、現在空欄となっている日付については、特定事業仮契約の締結の日から、かかる確認に必要な日数を勘案した上で日付を規定することになります。
40	2	第5条	第1項	株式の譲渡	「甲がS P Cの株式に担保権を設定する」とありますが、甲がS P Cの株式に担保権を設定する際には、その詳細(担保権の権利行使条件等)について、甲乙間で事前に協議をして頂けるものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、本条の協力義務に違反した場合には債務不履行を構成します。
41	2	第6条	第2項	業務等の委託及び請負	「乙は、前項に規定する業務を受託し、又は請負う者(以下この条において「受託者等」という。)と甲又はS P Cとの間において業務委託契約又は請負契約をそれぞれ締結させるものとし、これらの契約締結後速やかに、契約書等の写し又は受託者等が当該業務を実施することを約した書面の写しを甲に提出しなければならない。」とありますが、甲が当事者となる契約に関しては、契約書等の写しの提出は、不要と理解してよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。